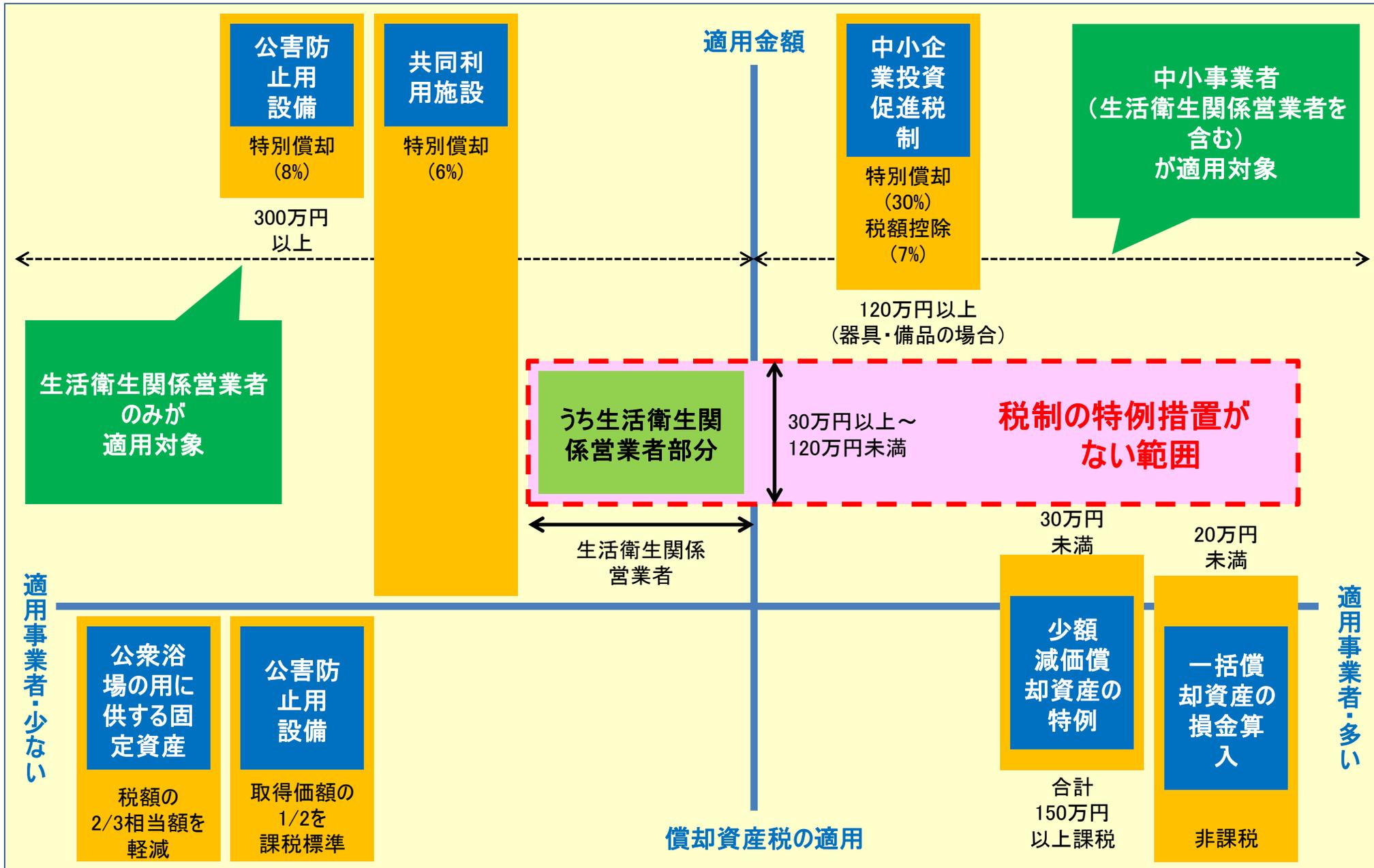


設備等を取得した場合の税制上の特別措置



公害防止用設備

特別償却
(8%)

300万円以上

共同利用施設

特別償却
(6%)

適用金額

中小企業投資促進税制

特別償却
(30%)
税額控除
(7%)

120万円以上
(器具・備品の場合)

中小事業者
(生活衛生関係業者を含む)
が適用対象

生活衛生関係業者のみが適用対象

うち生活衛生関係業者部分

30万円以上～
120万円未満

税制の特例措置がない範囲

生活衛生関係業者

30万円未満

20万円未満

適用事業者・少ない

公衆浴場の用に供する固定資産

税額の2/3相当額を軽減

公害防止用設備

取得価額の1/2を課税標準

償却資産税の適用

少額減価償却資産の特例

合計150万円以上課税

一括償却資産の損金算入

非課税

適用事業者・多い